

大規模災害発生時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書

いわき市（以下「甲」という。）と福島県老人保健施設協会いわき連絡協議会（以下「乙」という。）は、福祉避難所の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、本市に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者等の避難所生活に支障が生じないように、乙の会員の運営する介護老人保健施設内において、福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（要援護者等）

第2条 この協定において、対象となる者は、避難を余儀なくされた者のうち、次に掲げるもの（以下「要援護者等」という。）とする。

- (1) 社会福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、避難所での生活において特別の配慮を要する者。
- (2) その他、市長が必要と認める者。

（福祉避難所）

第3条 福祉避難所とは、災害発生時において、要援護者等のために設置する避難所とし、福祉避難所の業務内容は、福祉避難所の設置及び維持管理並びに受け容れた要援護者等に対する日常生活上の支援（相談等を含む）とする。

（協力要請）

第4条 甲は、指定避難所に避難した要援護者等が避難するために設置される福祉避難所として、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとし、乙は、甲からの要請をできる限り受け容れるよう努めるものとする。

（指定施設）

第5条 福祉避難所として指定する施設（以下「指定施設」という。）は、別表のとおりとする。

（対象者の受入等）

第6条 甲は、災害対策本部又は災害対策地区本部（以下「本部等」という。）からの福祉避難所設置要請に基づき、指定施設の長に対し、福祉避難所開設の要請を行うものとする。

- 2 指定施設の長は、前項の要請があった場合、すみやかに受入体制を整え、準備が完了した時点で、要請のあった本部等に連絡する。
- 3 指定施設へ移送を要する要援護者等の受入については、本部等から指定施設の長に対して要請するものとする。
- 4 本部等の要請に基づき、指定施設の長が受入を了承した場合、福祉避難所への要援護者等

の移送は、原則として介助する者が行うものとする。ただし、甲及び指定施設は可能な範囲で移送についても協力するよう努めるものとする。

5 要援護者等を介助する者は、当該要援護者等と共に指定施設に避難させることができるものとする。ただし、この場合、通常の避難所の対象者として取り扱うものとする。

6 甲と乙は、連絡体制、方法及び手段について、災害時に支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(物資調達及び人的支援)

第 7 条 甲は、要援護者等に対する必要な飲料水、食料、介護用品、その他生活必需品等、福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、指定施設が適切な介護ができるよう介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

(設置期間)

第 8 条 第 4 条の要請に基づく福祉避難所の設置期間は、災害発生の日から必要最小限の期間とする。ただし、延長が必要な場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 甲は、指定施設が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮すると共に、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

3 甲は、指定施設が福祉避難所を適切に運営し、また通常業務の実施に支障とならないよう、要援護者等の受入先を確保するよう努めるものとする。

(費用の負担等)

第 9 条 甲は、指定施設に対し、福祉避難所の設置に係る経費について、災害救助法等関連法令等の定めるところに基づき、所要の実費を負担するものとする。

(情報保護)

第 10 条 甲及び乙（指定施設を含む。）は、福祉避難所の運営にあたり業務上知りえた要援護者等又はその家族等の固有の情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱」を厳守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第 11 条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成 年 3 月 31 日までとする。

ただし、有効期間満了日までに甲乙は乙から何らかの意思表示がない場合、この協定は更に 1 年間延長されたものとみなすものとする。

(補則)

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関する質疑については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

この協定の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住 所 福島県いわき市平字梅本 21 番地
氏 名 いわき市
いわき市長

乙 住 所 福島県いわき市常磐藤原町大畑 13 番地の 1
氏 名 福島県老人保健施設協会
いわき連絡協議会会長